

野々市市若年者定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の大学を卒業して就職した者に対して、奨学金の返還を支援することにより、若年者が安心して就業を継続できるよう、経済的負担を軽減し、もって本市への定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 正社員 期間の定めのない労働契約に基づき雇用され、引き続き就業している者をいう。

(2) 奨学金 第5条に規定する補助対象者が学資に充てることを目的とし、本人の名義で借り受けた資金のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金

イ 石川県育英資金条例（昭和25年石川県条例第30号）により貸与された奨学金

ウ その他市長が適当と認めた奨学金

(3) 大学 市内に本部又は事務局を置く学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条第2項に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）をいう。

(補助対象期間)

第3条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第7条の規定による交付申請をする日（以下「交付申請日」という。）の前年度において、次の各号に掲げる期間が全て重複している期間とし、月単位で算定する。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている期間

(2) 正社員として就業している期間

(3) 奨学金を返還した期間

2 補助対象期間は、60月を限度とし、1月に満たない場合は、補助対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象期間に返還した奨学金の合計額とし、1月につき1万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員は除く。

(1) 次条の規定による事前申請をする日（以下「事前申請日」という。）において、次のいずれにも該当する者であること。

- ア 大学を卒業する予定である者、又は卒業した者
- イ 本市の住民基本台帳に記録されている者
- ウ 正社員として就業予定である者又は現に就業している者
- エ 奨学金の貸与を受け、返還予定である者又は現に返還中である者
- オ 事前申請日の属する年度の3月31日時点において、年齢が30歳未満である者
- カ 過去に当該補助金の交付を受けたことがない者

(2) 交付申請日において、次のいずれにも該当する者であること。

- ア 大学を卒業した者
- イ 事前申請日から継続して本市の住民基本台帳に記録されている者
- ウ 次条の規定による事前申請又は第10条の規定による変更届により申請した対象事業所において就業開始日から継続して正社員として就業している者
- エ 奨学金の返還を滞納していない者
- オ 本市の市税・料金等を滞納していない者
- カ 野々市市暴力団排除条例（平成24年野々市市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- キ 奨学金の返還に際し、他からの補助を受けていない者

(事前申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長が別に定める方法により申請し、補助対象者としての事前認定を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事前認定の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条の規定による事前認定を受けた補助対象者は、第3条に規定する補助対象期間の開始日の属する年度の翌年度から毎年度4月1日から6月30日までの間に、奨学金の返還実績が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長が別に定める方法により補助金の交付を申請するものと

する。

- 2 補助金の交付申請を行うことができる期間は、前項の規定による最初の交付申請を行った日の属する年度から起算して6年間を限度とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付する補助金の額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更届)

第10条 補助対象者は、第6条第1項の規定に基づき申請した内容に変更があった場合は、市長が別に定める方法により速やかに市長に届け出るものとする。

(事前認定の取消し・返還)

第11条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は第5条に規定する補助対象者の要件を欠いたときは、補助対象者に通知し、事前認定又は交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により認定又は交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。